#### 第5 屋内タンク貯蔵所(危政令第12条)

### 1 区分

### (1)屋内タンク貯蔵所とは

- ア 「屋内タンク貯蔵所」とは、屋内にあるタンク(危政令第2条第4号から第6号までに掲げるものを除く。)において指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう(危政令第2条第3号)
- イ 危規則第1条の3第7項第1号に規定する屋内貯蔵タンクに、加圧しないで、常温で 貯蔵保管されている動植物類は、法別表の品名から除外されるため規制対象外である(危 規則第1条の3第7項第1号)。

## (2) 技術基準の適用

屋内タンク貯蔵所は、貯蔵する危険物の種類、貯蔵形態等に応じ、技術上の基準の適用が 法令上、次のように区分される。

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·									
	区 分	危 政 令	危規則						
平屋建	の建築物に設置するもの	12 I	22の 5						
	アルキルアルニミウム等	12 I + III	22の7・22の8						
	アセトアルデヒド等	12 I + III	22の7・22の9						
	ヒドロキシルアミン等	12 I + III	22の7・22の10						
平屋建	以外の建築物に設置するもの	12 II	22の 6						

第5-1表 各種の屋内タンク貯蔵所に適用される基準

### 2 規制範囲

屋内タンク貯蔵所は、建築物内に設けた危険物を貯蔵し、取り扱う区画室(タンク専用室) をもって一許可単位とする。

なお、離れて設置された区画室をあわせて一許可単位とすることはできない。

注 算用数字は条、ローマ数字は項を表している。

### 3 許可数量の算定

許可数量は、タンク容量によるものとし、規制範囲内に2以上のタンクがある場合は、それ ぞれタンク容量を合算する。

タンク容量の算定方法は、危政令第5条によるものとし、タンクの内容積の計算方法は、第 4「屋外タンク貯蔵所」の例による。

#### 4 位置、構造及び設備の基準

- (1) 危政令第12条第1項を適用する平屋建の建築物に設置する屋内タンク貯蔵所
  - ア 標識、掲示板(危政令第12条第1項第3号)

危政令第12条第1項第3号に規定する「標識、掲示板」は、第1「製造所」の例によること。

イ 通気管(危政令第12条第1項第7号)

アルコール類を貯蔵するタンクの通気管にあっては、大気弁付通気管を設置することができる。

ウ 自動表示装置等(危政令第12条第1項第8号)

危政令第12条第1項第9号に規定する「注入口」付近において、タンク内の危険物の量を自動的に覚知することができないものにあっては、注入口付近にタンク内の危険物の量を容易に覚知することができる装置を設けるよう指導する。◆

エ ポンプ設備(危政令第12条第1項第9号の2)

屋内タンク貯蔵所のポンプ設備は、危政令第12条第1項第9号の2及び第2項第2号の2の規定等(第5-2表参照)によるほか、次により指導する。◆

- (ア) ポンプ設備の周囲には、点検・修理等のための適当な空間を保有する。
- (イ)ポンプ設備をタンク専用室に設ける場合で、タンク専用室にせきを設けたときは、 せきの内側(屋内貯蔵タンクの存する側をいう。)には、ポンプ設備を設けない。
- オ 危険物が浸透しない構造(危政令第12条第1項第16号)

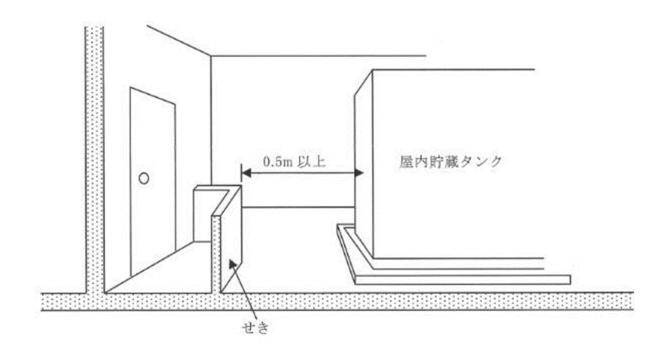
危政令第12条第1項第16号に規定する「危険物が浸透しない構造」は、第1「製造所」の例による。

カ タンク専用室の出入口のしきい(危政令第1項第17号)

危政令第12条第1項第17号の規定により設ける「出入口のしきい」で、貯蔵する危険物の全量を収納することができないものにあっては、当該危険物の全量を収納できる

しきいの高さとするか、又はこれに代わるせきを設けるよう指導する。◆

この場合、せきは鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリートブロック造とするほか、 当該せきと屋内貯蔵タンクとの間に 0.5m以上の間隔を保つよう指導する。(第5-1図 参照)



第 5-1 図 せきを設ける例

## キ その他

- (ア) タンクは、堅固な基礎の上にアンカーボルト等で固定するよう指導する。◆
- (イ) 太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等については、第1「製造所」の例によること。

第5-2表 屋内タンク貯蔵所におけるポンプ設備の設置基準

		ポンプ室等の構造			ポンプ室等の設備				
ポンプ設備の設置種別			壁, 柱, 床 及びはり	屋根の構造	窓・出入口	流出防止措置	ポンプ設備 の固定方法	探光・照明	換気・排出
タンク専用室の存す ボンブ室 る建築物以外の場所 に設けるボンブ設備		ポンプ室 内設置	不燃材料	不燃材料量のでふ 金属材料 とな不ふ く。	窓は網入りガラス、出入口は防火	20cm 以上の 不燃材の囲い、 不浸透 (コンク リート等) 傾 料・ためますを 設ける。	アンカーポ ルト等に基 関の上に固 定する。	採光は照 明 代替 きる。	第 15「換 気股備等」 による。
ポンプ室 外設置				_	ポンプ設備直下 の地盤の周囲に 15cm 以上の 囲い、不浸透 (コンクリーため ます・油分離装 置	同上	_		
タンク専用室の存する建築物に設けるポンプ設備(座内設置)	平屋建ての 建物内に 設ける屋り が が が が が が が が が が が が の が の の の の の	タンク専 用室以外 の場所に 設置	不燃材料	不燃材料と い、軽量な 金属等のでふ く。	窓は網入りガラス、出入口は防火設備	20cm 以上の 不燃材の囲い、 不浸透 (コンク リート等) 傾 斜・ためますを 設置する。	同上	採光は順 明により 代替もで きる。	第15「換 気投辦等」 による。
		タンク専 用室内に 設置	耐以り 別り 別り 対は の の の の の の を と は は に の を と は は に に に は は に に に に に に に に に に に に に	不燃材料と し、天井を 設けないこ と。	窓ガス段のある、特備おおい、 が近れ の は、そが 自定・ 投い の まり はいない がい はい はい ない はい	出入口のしきい の高さ(20cm) 以上の不然材料 で囲うかポンプ の基礎の高い高さの高 ときいする。不リー ト等) はを いまなりが を しきなりなる。 で りが が りが を りが を りが を りが を りが を りが の ま の ま の る と り り る と り り る と り り る と り り 。 と り り ら り ら り ら り ら 。 の ま ろ 。 の る 。 の る 。 の る 。 の る 。 の る 。 の る 。 の る 。 の る 。 の る 。 の る 。 の る 。 。 の る 。 の 。 の	同上	用上	同上
	平屋建て以 外の建築物 内に設け載り シュク(引)の 点をもつでの	タンク専 用室以外 の場所に 設置	耐火構造	上階の床は 耐火構造、 屋根は不燃 材料(天井 は不可)	窓は設けない。自閉式 の特定防火 設備	20cm 以上の 不燃材の囲い、 不浸透 (コンク リート等) 傾 斜・ためますを 設置する。	同上	間上	第 15 「換 気投機等」 による。 ダンパーを 投置する。
	第4類)の ポンプ設備	タンク専 用室内に 設置	同上	同上	同上	20cm 以上の 不燃材の囲い等 による危険物の 流出入防止措置 をする。	同上	間上	同上
$\overline{}$				-					

- ※ 引火点 21 度未満の第4 類の危険物を取り扱うポンプ設備には、見やすい位置に掲示板を 設けること。
  - (2) 危政令第12条第2項を適用する平屋建以外の建築物に設置する屋内タンク貯蔵所 (1) のうち適用されるものによるほか、次による。
    - ア 自動表示装置(危政令第12条第2項第2号)

危政令第12条第2項第2号に規定する「危険物の量を容易に覚知することができる場合」には、自動的に危険物の量が表示される計量装置、注入される危険物の量が一定量に達した場合に警報を発する装置、注入される危険物の量を連絡することができる伝声装置

等を設置する場合が該当する【S46 消防予 106】

イ タンク専用室の出入口のしきい(危政令第12条第2項第8号)

危政令第12条第2項第8号に規定する「屋内貯蔵タンクから漏れた危険物がタンク専用室以外の部分に流入しないような構造」とは、出入口のしきいの高さを高くするか又はタンク専用室内にせきを設ける等の方法で、タンク専用室内に貯蔵されている危険物の全容量が収容できるものとする。【S46消防予106】

# ウ その他

タンク専用室を隣接させ、一方のタンク専用室をもう一方のタンク専用室を経なければ 出入りすることができない構造にした場合、それぞれを別の屋内タンク貯蔵所とすること は、一の出入口を共用していることから認められない。【S40 自消丙予発 83】